

# ○常総衛生組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する 条例

〔平成13年7月3日  
常総衛生組合条例第3号〕

第1条 常総衛生組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例については、常総市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（昭和27年水海道市条例第143号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。